

## —相対的剥奪指標と社会的排除指標

### —指標化の時代とOMC(The open method of coordination)

#### 3. 指標化の時代とOMC(The open method of coordination)

「欧州での社会統計の整備は、1997年のアムステルダム条約に始まるとされています。その後、2000年のリスボン会議にてオープン政策協調手法（OMC:Open-Method-of-Coordination）を通じて、統計・指標を整備する方針、2001年のラーケン会議にて具体的な指標の定義と方法が取り決められました。そして、2010年に採択された欧州2020戦略（Europe2020）によって、貧困・社会的排除指標が欧州での中心戦略の中に据えられました。」として、EUの指標化の時代が示されている。<http://www.hinkonstat.net/国際機関による貧困指標/3-欧州連合-eu-1-2/>

##### ①EU政策の動向

1986年1月1日EU第3次拡大の時、ポルトガル、スペインの加入で、産業立地の移動、投資誘致競争の激化の動き<sup>1</sup>がおこる中で、1986年2月に調印、1987年発効の欧州単一議定書(Single European Act)が12ヶ国の加盟国で締結された。その118条a項において、労働環境、労働者の健康と安全の重要性が謳われ「特定多数決制<sup>2</sup>(Qualified Majority Voting)がこの分野でも導入されることとなった。

EUの経済的側面の統合は、労働者の域内移動の自由を求めるので、社会的側面とされる労働政策、社会保障の分野の統合も不可避免的に動き出した。しかし、当時のイギリスはサッチャー政権であり、社会的側面を盛りこんだ条文を『条約本文に組み込む事を最後まで拒んだ』ために、社会的側面の条文は他の11の加盟国が合意する添付文書となった。

この時1989年12月は、11月10日のベルリンの壁の崩壊直後、翌年の東西ドイツの統一を控えていた。サッチャー首相は1990年11月22日に退陣し、ブレア首相の登場は1997年5月である。

1992年2月にマーストリヒ条約(12カ国批准)が締結され、資本や労働力の自由な移動、柔軟な価格や賃金の変動、経済構造の類似性<sup>3</sup>を整える市場の統合がおし進められた。そして通貨の統合へ向けて、各国のマクロ経済パフォーマンスの改善に関する財政収支、債務残高、インフレ率、為替レート、長期金利の5点についての目標値、マーストリヒト収斂

<sup>1</sup> 安藤研一 「地域経済統合，直接投資，国際貿易：日系自動車企業の対英直接投資を題材にして」8行目 [http://www.soc.nii.ac.jp/jsie/Tohoku\\_Univ/209\\_1.htm](http://www.soc.nii.ac.jp/jsie/Tohoku_Univ/209_1.htm)06/10/10

<sup>2</sup> EUの域内各国の社会的側面の各分野の統合を進めるための新しいルールとして、EU理事会の議決方式を全員一致ばかりでなく、加盟国の規模に応じて理事会での票数を決め、かつ小国に有利となるように票の配分をする新しい議決形成ルールである。

<sup>3</sup> 香西泰 「通貨統合は大いなる実験」 日本経済新聞 2006年10月2日 P20

基準<sup>4</sup>をクリアし、マクロ経済政策の協調、金融政策の欧州中央銀行への一本化と 3 段階<sup>5</sup>のステップを経て EU は 1999 年共通通貨ユーロの発足へ、その敢行へと向かう。

その間の 1992 年 12 月 23 日、欧州委員会は「連帯の欧州を目指して：社会的排除に対する闘いを強め、統合をうながす<sup>6</sup>」として、社会的排除に対する初めてのまとまった政策文書 (COM(92)542)を出している。

そして 1994 年 12 月のエッセン理事会では「欧州社会モデル」が採択され、新しい貧困、社会的排除への戦いが優先事項とされ、「多国間雇用監視システム」が導入されている。

「多国間雇用監視システム」とは、欧州委員会の監視機能としてマーストリヒト条約 (1993 年 11 月発効) に定められていた、より社会政策に特化した『多国間雇用監視システム』であり、加盟各国の取り組みをモニタリングすることで、各国間の「協力」に一定の実効性を持たせることを期待したものとされる。そして「エッセン理事会で認識された、加盟各国、欧州委員会、欧州理事会、さらにその他の委員会等との役割分担、レポート提出の日程等が、後に合意されるルクセンブルク・プロセスの形成の青写真として大きな意義を持っている<sup>7</sup>」と指摘されている。

1997 年 6/17~6/18 のアムステルダム欧州理事会で妥結したアムステルダム条約の 128 条から 130 条にかけては、EU の各機関の雇用問題に関する役割規定がなされ、エッセン欧州理事会で決定した「多国間雇用監視システム」のプロセスが、1997 年 11 月ルクセンブルグ雇用サミット雇用戦略においてまとめられた。これがルクセンブルグ・プロセスと言われて 2000 年以降の指標化の時代を牽引する。

## ② OMC (The open method of coordination) と関係機関

上記雇用政策で採られたルクセンブルグ・プロセスを発展させたものが「OMC」とされ、社会的排除 (新しい貧困) への政策策定にも採用されている EU 加盟各国の自主的な政策協力のためのプロセスである。

政策のベストプラクティスを学ぶ相互学習のプロセスとして、ペナルティの規定は持たない。しかし欧州委員会が決定した各政策の目標に従い、各主権国家は独自の政策を進めつつ毎年度の目標に向けての進展状況の報告を行い、それを欧州委員会や欧州評議会が共同報告書という形で評価するもので、この手法は高く評価されて今日に至っている。

---

<sup>4</sup> europe Winter 2006 「欧州統合の社会的側面」 P3  
[jpn.cec.eu.int/data/current/europe2006winter.pdf](http://jpn.cec.eu.int/data/current/europe2006winter.pdf) 06/09/20

<sup>5</sup> <http://www.mita.lib.keio.ac.jp/eu/tenji1-3.htm> 06/09/20

<sup>6</sup> 中村健吾 『欧州統合と近代国家の変容』 P320 昭和堂 2006 年 1 月

<sup>7</sup> 伊藤裕一 <http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/ja/wp/WP47.pdf> P14

### ③ OMCにおけるEU各機関の関与

2000年以降、EUでは社会的排除指標の作成、EU内主権国家間の社会的排除実態、包摂政策とその効果のモニタリングが義務付けられ、域内各国家間の排除の実態、包摂政策の効果についての国家間の差異、ギャップを問題<sup>8</sup>とすることとなり、この実行にあたっては、欧州委員会雇用・社会問題・包括総局の主導になる事となった。

2000年3月23、24日のリスボン理事会結論文書で社会的統合戦略（社会的排除への政策）は現実動き出したのだが、2000年6月19、20日のフェイラ欧州理事会の結論文書では、加盟国の社会政策を評価するための適切な諸目的の枠組を設定すべきこと、社会的排除と戦い、貧困を根絶する上での共通の指標を設定すべきことが明記された。

まず「欧州統計局(1958年の欧州委員会設立時に創設)」は欧州統計規則(No. 1101/2008)第一条により「政治的圧力からは無関係の独立性を有して」いる機関だが、指標の作成方法を定めて作成、公表するという役割を課せられている。そのためこの機関はあらゆる行政情報へのアクセスが認められると言う。社会的排除指標はF局（社会統計）生活の室担当(F4)が中心となって作成されている。

また「欧州評議会社会保護委員会」が欧州評議会の下に設けられ、加盟国間、欧州委員会の社会保護（日本の社会保障に近い範囲を指している）政策上の協力を促進する助言機関と位置づけられている。この委員会は、欧州連合の機能に関する条約(Treaty on the Function of European Union) 160条の目的規定において、EU域内の社会保護（日本の社会保障に近い範囲を指している）の政策の進展と社会状況の監督、欧州評議会、欧州委員会の要請に基づいて報告書の作成、見解のとりまとめを行うとされている。

そしてその下には、「指標分科会」が設置されて、指標の開発と定義付け、分析作業の枠組み、欧州所得・生活状況調査なども担っている。

また「欧州プラットフォーム」は2011年以降3回の会議を開いており、具体的なテーマ（子供の貧困、極貧）についての意見交換をしている<sup>9</sup>が、OMCプロセスと相互学習を支援するとともに、欧州域内のルールや資金提供を支援する役割を持っており、世界銀行、国際労働機関、ユニセフなどの国際機関、欧州議会、欧州経済社会評議会などの欧州組織、欧州反貧困ネットワークなどのNGOからも参加している。

### ③ 労働市場への包摂に力点を置くEUの社会的包摂の政策

---

<sup>8</sup> 高橋義明 <http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19889802.pdf>

P4 2014/04/20

<sup>9</sup> 同上 P3～P4

新しい貧困「社会的排除」は、EUの社会政策改革のキー概念とされて、EU域内各主権国家では、排除の実態調査、報告、脱排除のための「包摂政策」の策定へと動きだしているが、それがEUの組織的な主導により行われている事が、OMCの展開過程、関係機関の役割からもみてとれる。

アムステルダム条約以降、実態調査のための指標は、脱排除/包摂の政策展開の重要な基礎資料を形成するものとされて、EUでは、この包摂が労働市場への包摂の側面を強調しつつ、アクティベーション（積極的労働市場主義）として進められていると指摘される。

そして2008年9月のリーマンショック、2009年10月のギリシャ危機の中で、欧州2010 戦略、欧州の新しい成長戦略が提示されて、新しい政策目標が出されている。新しい数値目標を持つこの戦略の傾向は、子供の貧困、若者の社会的排除などターゲットを絞り込んだ指標を求めている事、物質的剥奪の項目の見直し、貧困が長期化するリスク、そして危機対応のためのタイムリー（適時的）な調査の追求へとシフトしているという。

今後は世界経済の不安定化、先進国労働市場の継続的な不安定化を受けて、EU域内の若年層の失業率の動向、EUの政策動向が問われている中、貧困、社会的排除の実態調査のための指標の開発が重要な課題となってゆくであろう。（欧州2010関連の指標はラーケン指標から置き換わったのではないとされている<sup>10</sup>。）

—剥奪と排除の関係へ続く—

---

<sup>10</sup> <http://www.hinkonstat.net/国際機関による貧困指標/eu-2-つづき/> 2014/04/20